

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）」を加える。

別表第2の1の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報」に、「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に

関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」を「児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の2の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を「医療保険給付関係情報」に、「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を「介護保険給付等関係情報」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成17年法律第123号）」を加え、同表の3の項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、同表の4の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の5の項中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の8の項中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の10の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、同表の11の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、「もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削り、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に

改め、同表の12の項から14の項まで、17の項および19の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の11の項の改正規定（「もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削る部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。